滝上町告示第39号

滝上町未整備森林等整備・転換更新推進事業補助金交付要綱を次のように定め、令和６年４月１日から適用する。

令和６年４月１日

滝上町長　　清　原　尚　弘

滝上町未整備森林等整備・転換更新推進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ゼロカーボン北海道及び滝上町ゼロカーボンシティ宣言の実現、並びに地域における更なる森林整備の推進及び林業経営体の収益性向上を目的として、私有林の人工林のうち、未整備森林等の適切な施業を推進するための滝上町未整備森林等整備・転換更新推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定める。

（補助対象事業者）

第２条　補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

⑴　滝上町森林組合（以下「森林組合」という。）への受託事業により事業を実施する森林所有者

⑵　森林所有者から経営委託を受けて事業を実施する森林組合

⑶　森林組合が代理申請を行って事業を実施する森林所有者

２　前項の第１号及び第３号の補助事業者は、補助金交付申請、実績報告及び補助金の受領に係る権限を森林組合に委任することができる。

（補助対象事業及び補助金額等）

第３条　補助対象事業は、国、北海道の補助金の対象とならない森林整備事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

⑴　利用間伐事業

⑵　林相誘導間伐事業

⑶　林地転換更新事業

２　補助対象事業の補助要件及び補助金額は、別表に定めるとおりとし、補助金は予算の範囲内で交付する。

３　補助対象事業費のうち消費税額は、補助対象外とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に掲げる書類を添えて、滝上町未整備森林等整備・転換更新推進事業補助金交付申請書（別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。

⑴　事業箇所一覧表

⑵　事業箇所が補助要件を満たしていることが分かる書類

⑶　その他、町長が必要と認める書類

２　森林組合が、森林所有者から委任や経営委託を受けて交付申請を行う場合は、前項の交付申請書に、その証明となる書類の写しを添付するものとする。

（補助金の交付決定）

第５条　町長は、前条の補助金の交付申請を受理したときは、これを審査して補助金交付の可否を決定し、その内容を補助金の交付申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第６条　補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助金額の20パーセントを超える増減を伴う補助事業の変更をするときは、滝上町未整備森林等整備・転換更新推進事業計画変更申請書(別記第２号様式)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業の中止）

第７条　補助事業者は、やむを得ない事由により、補助金の交付決定を受けた補助事業を中止する場合は、滝上町未整備森林等整備・転換更新推進事業中止届（別記第３号様式）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて滝上町未整備森林等整備・転換更新推進事業実績報告書（別記第４号様式）を町長に提出しなければならない。

⑴　事業実績一覧表

⑵　事業面積や事業量の実績が分かる書類

⑶　事業実施状況が分かる現地写真

⑷　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第９条　町長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第10条　町長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合においては、補助金の交

付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。ただし、公共用及び天災地変、その他町長がやむを得ない事由によると認める場合は、この限りでない。

⑴　補助要件を欠くに至ったとき。

⑵　偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

⑶　補助金の交付決定時に付した条件に違反したとき。

⑷　補助金の交付を受けた施行地を、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して５年以内に森林以外の用途に転用する場合（当該施行地を売買若しくは譲渡し、又は、当該施行地に賃借権若しくは地上権等を設定した後、当該施行地が森林以外の用途に転用される場合を含む。）、又は当該施行地の立木を全面伐採除去する場合

⑸　その他、前４号に掲げるもののほか、補助金の交付目的に合致しない事由や行為が認められたとき。

２　町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対して、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第３条関係）

補助対象事業	補助要件	補助金額
利用間伐事業	利用間伐すべき森林のうち条件不利等の理由により整備が困難な森林において実施する間伐事業であって、１施業地あたり0.1ヘクタール以上の林分で実施し、かつ、次のいずれかに該当するもの (1)伐採対象木の平均胸高直径が19センチメートル未満 (2)土場から集材路最奥地点までの最長集材距離が１ヘクタールあたり150メートル以上 (3)低質材（パルプ材・バイオマス原料材）の比率が全伐出材積の60パーセント以上の針葉樹主体林 (4)低質材（パルプ材・バイオマス原料材）の比率が全伐出材積の80パーセント以上の広葉樹主体林 (5)伐採率が本数率で20パーセント未満	実行経費の90パーセント又は１ヘクタールあたり250,000円のいずれか低い方の額で算出した額
林相誘導間伐事業	現存する立木を活かして目的とする林相に誘導するための伐捨間伐事業であって、１施業地あたり 0.1 ヘクタール以上の林分で実施し、かつ、次のいずれかに該当するもの (1) ５齢級以上で過去 10 年以上伐採経歴がない人工林 (2) ６齢級以上で過去 15 年以上伐採経歴がない天然林	１ヘクタールあたり 170,000 円以内
林地転換更新事業	収益性が低い未整備森林及び不成績造林地等、不良な森林の転換更新及び再造林を目的とした皆伐事業であって、１施業地あたり 0.1 ヘクタール以上の林分で実施し、かつ、次のいずれかに該当するもの (1)伐採対象木の平均胸高直径が 25 センチメートル未満 (2)低質材（パルプ材・バイオマス原料材）の比率が全伐出材積の60パーセント以上又は、全伐出材積が１ヘクタールあたり150立方メートル未満の針葉樹主体林 (3) 低質材（パルプ材・バイオマス原料材）の比率が全伐出材積の90パーセント以上又は、全伐出材積が１ヘクタールあたり100立方メートル未満の広葉樹主体林 (4) 事業収益が税込で１ヘクタールあたり250,000円未満	１ヘクタールあたり 200,000 円以内